

大学共同利用機関法人自然科学研究機構競争的研究費等の不正使用防止委員会規程

平成19年10月25日

自機規程第71号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構における競争的研究費等取扱規程（平成19年自機規程第70号）第5条第3項に基づき、競争的研究費等の不正使用防止委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、その審議結果を最高管理責任者及び役員会に報告する。

- 一 機構における競争的研究費等の不正使用防止計画に関すること。
- 二 その他不正使用の防止に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、統括管理責任者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 副委員長は、委員長があらかじめ指名する者をもって充てる。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 財務担当理事
- 二 研究倫理担当理事
- 三 コンプライアンス推進責任者
- 四 事務局長
- 五 その他必要に応じ、最高管理責任者が必要と認めた者

(委員の任期)

第6条 前条第5号の委員の任期は、2年とし、再任を防げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、他の委員の任期の途中で新たに任命された委員の任期は、他の委員の任期満了の日までとする。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて、意見を聴くことができる。

2 監事は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局財務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月23日改正)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。